

主任（監理）技術者となり得る国家資格等一覧

- ◎ 特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格
- 一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等

特定建設業指定8業種（建設業法施行令第5条の2）

資格区分【必要な実務経験年数 ※2】	建設業の種類																												
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
登録PC基幹技能者					○																								
登録鉄筋基幹技能者																													
登録圧接基幹技能者																													
登録型枠基幹技能者				○																									
登録配管基幹技能者																													
登録鷹・土工基幹技能者																													
登録切断穿孔基幹技能者																													
登録内装仕上工事基幹技能者																													
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
登録エクステリア基幹技能者																													
登録建築板金基幹技能者																													
登録外壁仕上基幹技能者																													
登録ダクト基幹技能者																													
登録保温保冷基幹技能者																													
登録グラウト基幹技能者																													
登録冷凍空調基幹技能者																													
登録運動施設基幹技能者																													
登録基礎工基幹技能者																													
登録タイル張り基幹技能者																													
登録標識・路面標示基幹技能者																													
登録消火設備基幹技能者																													
登録建築大工基幹技能者																													
登録硝子工事基幹技能者																													

- ※1 附則第4条該当：建設業法施行規則附則第4条に規定する、平成28年6月1日の改正規則施行の際、現にとび・土工工業の技術者であった場合に令和3年6月30日までの間に限り解体工事業とみなされる経過措置に該当する者。
- ※2 資格区分の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第9号（実務経験証明書）が必要になる。
- (注.1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。
- (注.2) 鉄工：昭和48年改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られる。
- (注.3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られる。
- (注.4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。
- (注.5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。
- (注.6) 平成27年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になる。
- (注.7) 当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になる。
- (注.8) 2級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る3年以上の実務経験が必要になる。
- (注.9) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当する。
- (注.10) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合に認められる。（実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になる。）